同じ写真や似ている写真を検索して、一括削除！

Duplicate Photos Fixer Pro

デュプリケート フォト フィクサー プロ

利用ガイド

LIFEBOAT
a megasoft company

目次

第1章　はじめに 3

1-1　動作環境.....3
1-2　注意事項.....4

第2章　使用方法 5

2-1　インストールとアクティベート 5
2-2　アンインストール.....8
2-3　使用方法..... 10
2-4　重複写真を削除する 15
2-5　Google ドライブの検索 16
2-6　キャッシュのクリア..... 19

第3章　設定、オートマーク 20

3-1　オートマーク 21
3-2　設定 23

第1章　はじめに

Duplicate Photos Fixer Pro は、コピーされた同一の画像や、連続撮影した類似写真などを検索し、ピックアップします。何百枚もの写真を手動でふるい落とす作業を回避でき、不要な写真を削除するのに役立つツールです。
貴重なディスクスペースを節約するだけでなく、貴重な時間を節約することができます。

1-1 動作環境

＜必要なシステム＞

対応 OS:	日本語 Windows 11/10/8/7 ※32 ビット版、64 ビット版に対応
対応機種:	上記 OS が正常に動作するパソコン （PC/AT 互換機）
対応 CPU:	1GHz 以上のインテル互換 CPU
メモリ:	2GB 以上（4GB 以上を推奨）
ディスクの空き容量:	300MB 以上の空き ※検索時に一時ファイルが作成され、取り扱う画像数により、必要な空き容量が変化します。
ディスプレイ	1024×768 ピクセル以上の解像度
その他	ライセンス認証時にインターネット接続が必要。

1-2 注意事項

- 対応する画像ファイル形式は JPEG、PNG、BMP、TIFF、EPS、GIF 等です。（写真に限らずイラストも検索されます）
- 本製品の操作画面は、ディスプレイに合わせた最大サイズか、1024×768 ピクセルの 2 種類のみとなります。
- 本製品は、特定の 1 台のパソコンにインストールして使用することができます。
- 検索対象の写真数によっては、スキャンに時間がかかります。時間がかかる場合には、ある程度対象を絞ってスキャンされることをお勧めいたします。
- 類似写真の検索機能は、独自のアルゴリズムに従い検索されます。必ずしもすべての類似画像が検索されることを保証するものではございません。
- 類似写真の検索機能は、写真の撮影日時もしくは作成日時が、24 時間以内の写真が検索できます。（標準では 30 秒以内に設定されています）。
- 写真を削除する際に、オートマーク機能を使用すると、削除される画像が自動選択されます。類似写真を削除する場合には、確認の上、手動で選択されることをお勧めいたします。
- 削除した画像は、直接削除されずに、ごみ箱に移動されます。ただし、ネットワークドライブ、USB メモリや SD カードなどのリムーバブルメディアの写真は、直接削除されますので、十分にご注意ください。
- 操作画面を閉じても、タスクトレイに常駐します。完全に終了させたい場合は、タスクトレイのアイコンを右クリック「終了」してください。

第2章　使用方法

2-1　インストールとアクティベート

(1) ダウンロードしたプログラムを実行すると、以下の画面が表示されます。「インストール」をクリックしてください。

※　インストールプログラムは、下記からダウンロードすることもできます。
https://www.lifeboat.jp/support/faq/tbl_dpf.php

(2) ユーザーアカウント制御画面が表示されましたら「はい」をクリックしてください。「次へ」をクリックするとインストールが開始されます。

(3) インストールが完了すると、体験版として製品が起動します。オレンジ色の「今すぐアップグレード」ボタンをクリックしてください。

(4) ライセンスキーとメールアドレスを入力し「今すぐ登録」をクリックしてください。

(5) 登録(ライセンス認証)が完了すると「登録済バージョン」と表示されます。

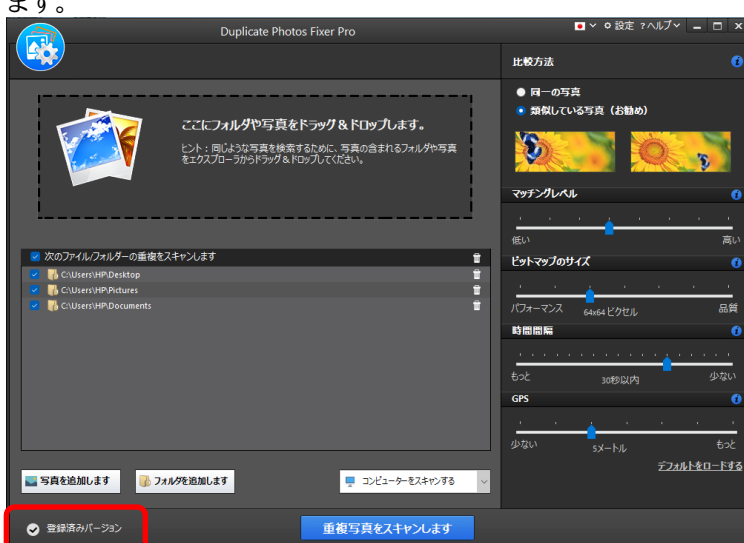

2-2 アンインストール

アンインストールが必要になった場合は、下記のお手順で行ってください。

(1) スタートボタンを右クリックし「アプリと機能」をお選びください。

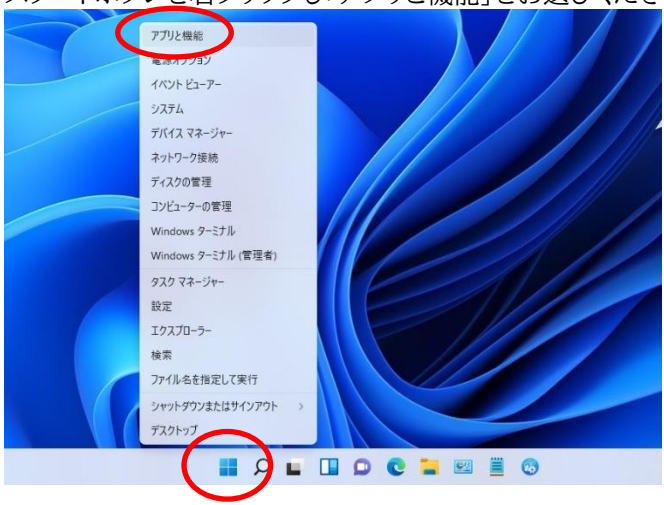

(2) 「Duplicate Photos Fixer Pro」のメニューから「アンインストール」をクリックしてください。

(3) 「はい」をクリックするとアンインストールされます。

※ 「コントロールパネル」の「プログラムのアンインストール」画面から「Duplicate Photos Fixer Pro」を右クリックしアンインストールすることもできます。

2-3 使用方法

(1) デスクトップにある「Duplicate Photos Fixer Pro」のショートカットをダブルクリックして起動します。

(2) 検索したいフォルダをドラッグ＆ドロップで追加します。複数のフォルダを選択可能です。リストに追加したフォルダが検索対象として設定されます。

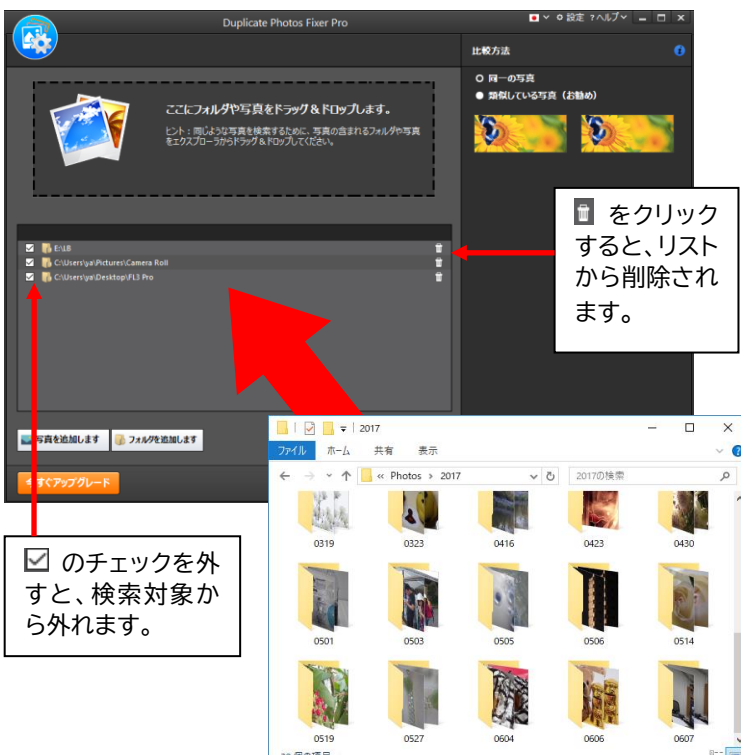

(3) コピーされた場合などの同一(重複)の写真を見つけるか、連続撮影した場合などの類似した写真を見つけるかを選択します。類似写真を見つける場合は、撮影時刻の差、GPS(撮影場所)の差の許容範囲を指定するなど、マッチングレベルを設定することができます。

＜同一写真＞

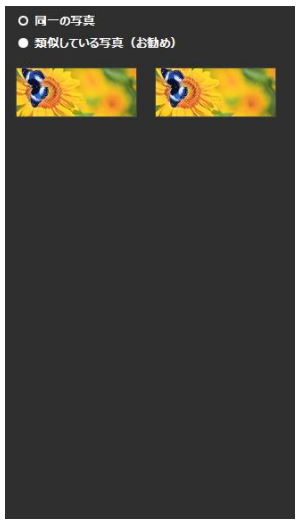

＜類似写真＞

マッチングレベル	高くすると、より同一写真に近くなります。
ビットマップのサイズ	画像の比較範囲を調整します。比較範囲が広くなるほど検索精度が高くなります。
時間間隔	「撮影日時」を優先に比較します。「撮影日時」の情報が存在しない場合は、「作成日時」を比較します。(1秒～24時間。初期設定は30秒以内になっています。)
GPS	撮影した場所の違いを比較します。(1m～100m。初期設定は 5m 以内になっています。)
デフォルトをロードする	上記設定を初期設定に戻します。

※　画像の撮影日時、作成日時、GPS 情報は、プロパティで確認できます。

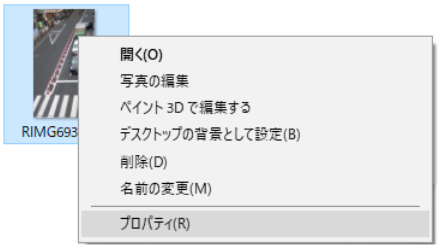

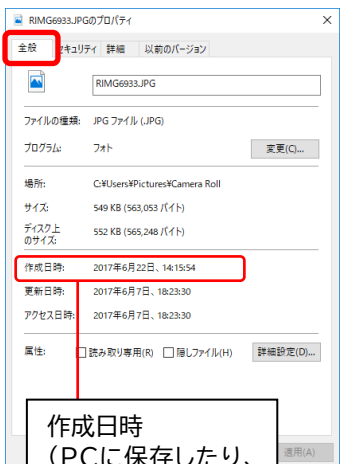

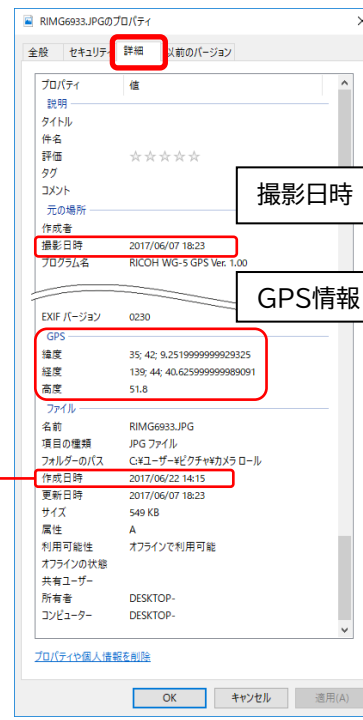

(3)「重複写真をスキャンします」をクリックすると、処理が開始されます。

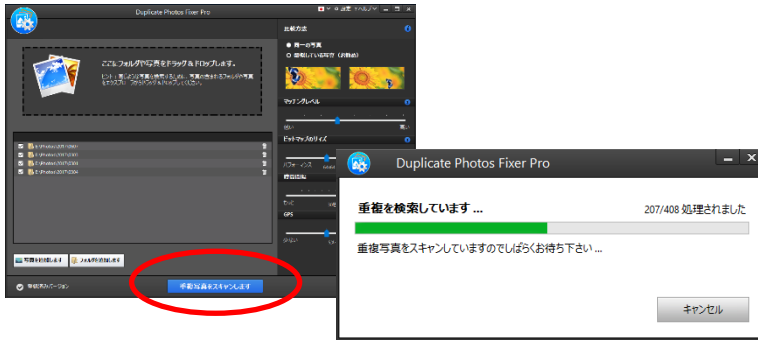

(4) 検索結果が表示されます。例では「類似写真」の検索を行いました。

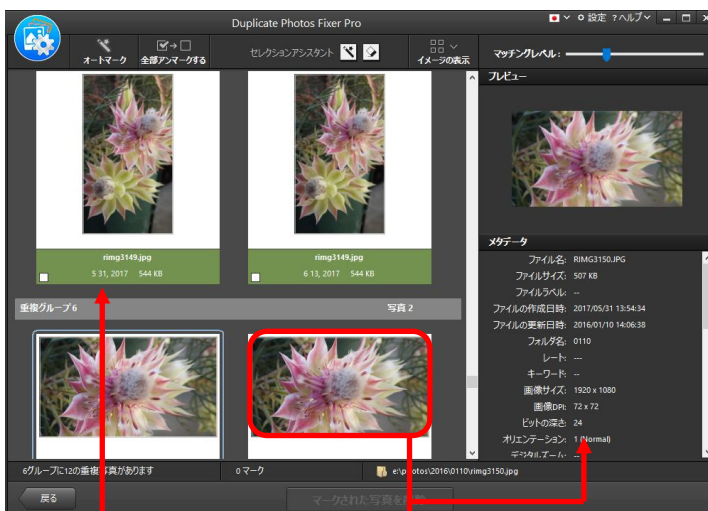

撮影日時情報が存在する場合でも、ここには「作成日時」が表示されます。

写真をクリックすると、右側に詳細なデータが表示されます。

※ 同じような写真がないと表示された場合は、マッチングレベルを下げると、重複写真が見つかる場合があります。

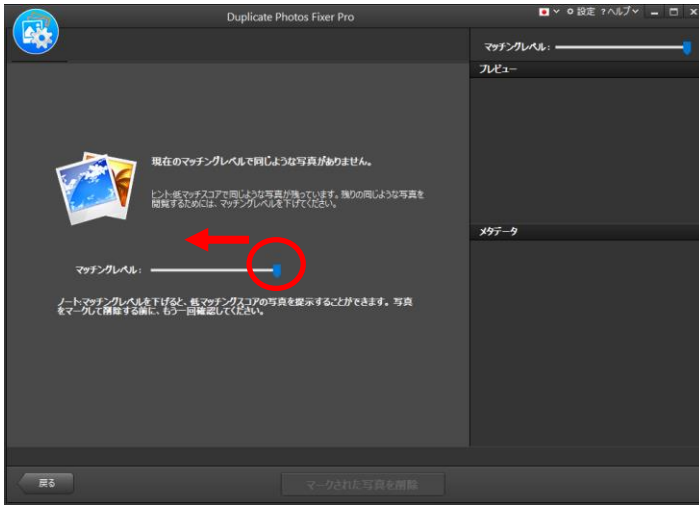

似た写真があるはずなのに、検索されない場合

●製品独自のアルゴリズムに従い検索されます。必ずしもすべての類似画像が検索されることを保証するものではございません。

●マッチングでは、「撮影日時」を優先に比較します。コピーされた写真でも、加工やファイル変換を行った場合など、「撮影日時」の情報が削除されることがあります。その場合は、「作成日時」が比較されます。(2-3(3)の※をご参照ください。) ファイルサイズ、解像度等でも比較されます。

●初期設定で、50KB 以下の写真は検索されません。3-2(2)の画面で、設定を変更できます。

2-4　重複写真を削除する

(1) 検索された重複写真を見比べて、削除したい写真にチェックを入れてください。

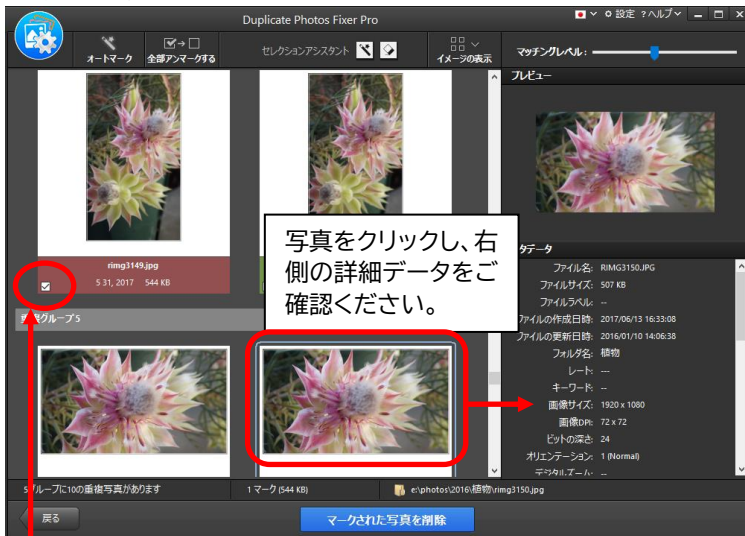

削除したい写真にチェックを入れてください。

写真を大きく表示して確認したい場合は、写真をダブルクリックしてください。(または写真を右クリックし「このファイルを開く」)

(2) 「マークされた写真を削除」をクリックすると、一括削除されます。

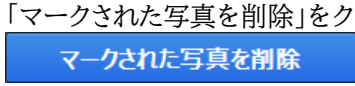

※ 削除した写真は、いったん「ごみ箱」に移動されます。誤って削除してしまった場合は、「ごみ箱」から戻してください。

※ ネットワークドライブ、USB メモリや SD カードなどリムーバブルメディアの写真を検索、削除した場合は、ごみ箱に移動せず直接削除されます。マークする際に十分ご注意ください。

2-5 Google ドライブの検索

バージョン 1.3 から、Google ドライブ内の画像をスキャンできるようになりました。

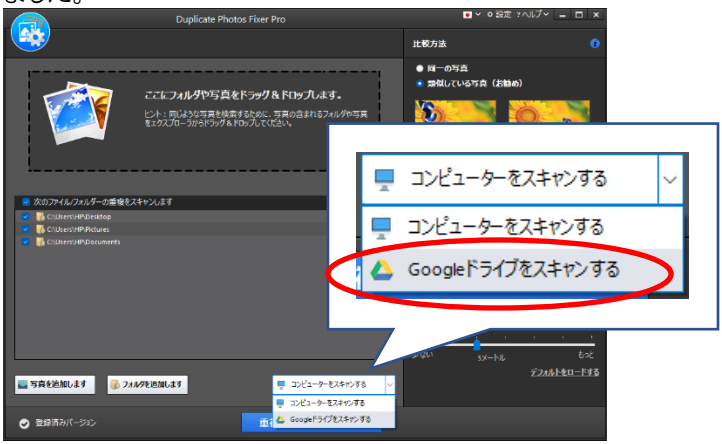

※ Google ドライブ上で「コピーを作成」したものは対象外となります。

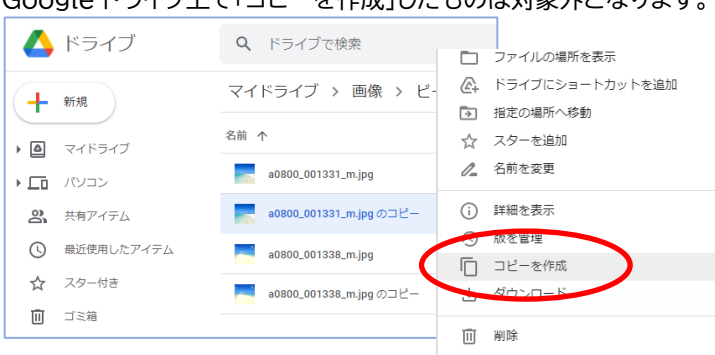

(1) ドロップダウンリストから「Google ドライブをスキャンする」を選択します。

(2) Web ブラウザが起動しますので、Google ドライブのアカウントにログインしてください。

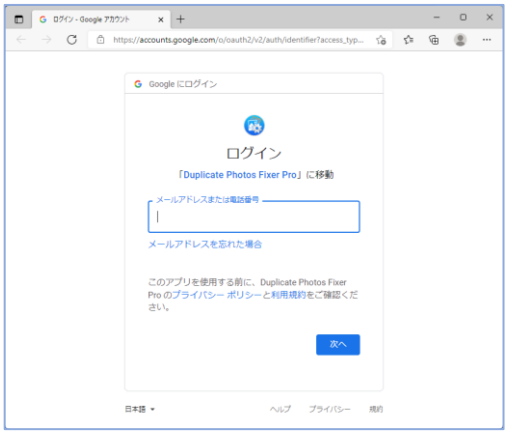

(3) 「続行」をクリックしてください。

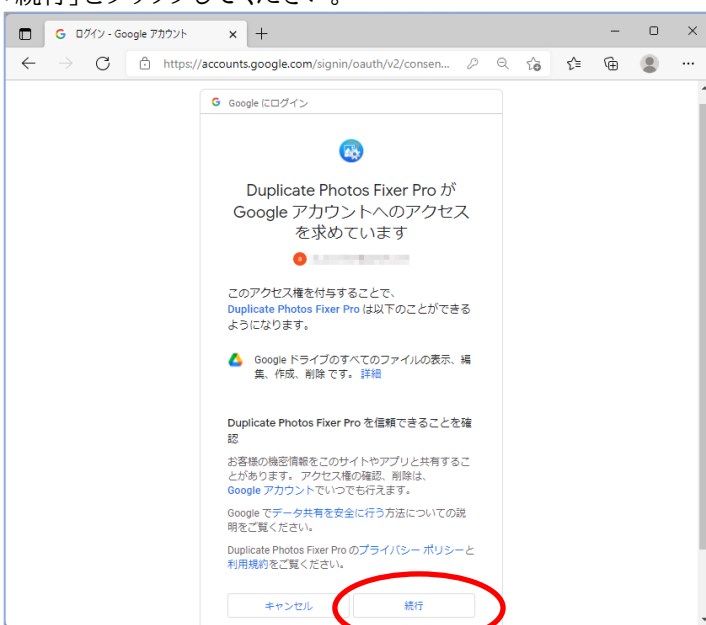

(4) Googleドライブのフォルダ階層が表示されます。検索したいフォルダを選択して「OK」をクリックしてください。

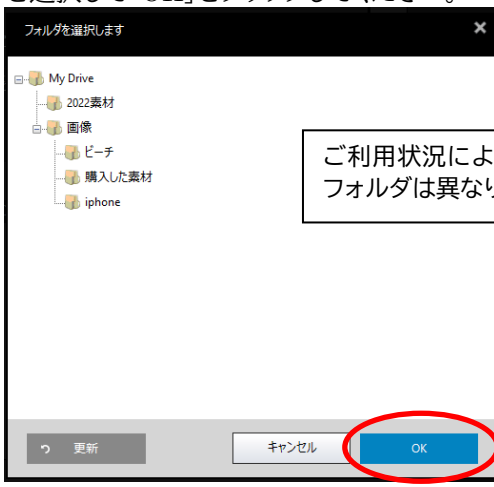

(5) 選択したフォルダが画面上に表示されます。「重複写真をスキャンします」をクリックすると、検索が開始されます。

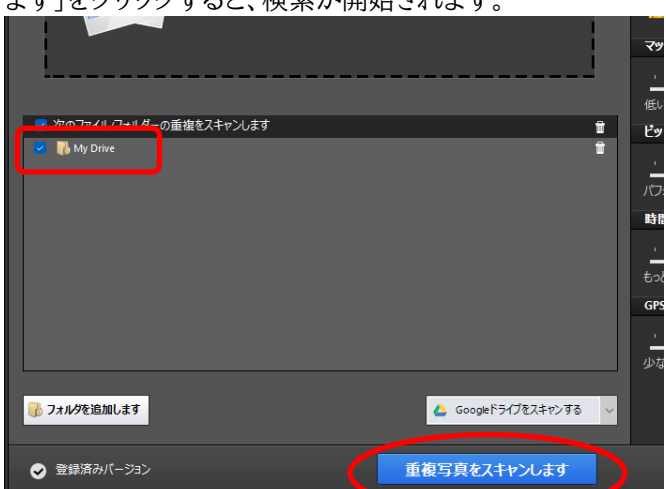

※ このあとの手順は、ローカルドライブの検索と同様です。(「2-3」(3)～をご参照ください。)

2-6　キャッシュのクリア

重複写真の検索を行うと、データベース化されたキャッシュファイルが作成されます。

重複写真の検索、削除が終了した際や、別のフォルダを検索したい場合には、キャッシュのクリアを行ってください。

キャッシュのクリアを実行しない場合は、データベースが蓄積されていきます。あくまで目安ですが、5000 枚のデジカメ写真で 3～6MB ほどです。検索条件によってもキャッシュサイズは変化します。

(1) キャッシュのクリアボタンをクリックするか、「ヘルプ」-「キャッシュのクリア」を選択してください。

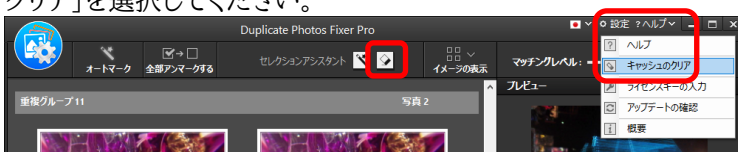

(2) 「はい」をクリックします。

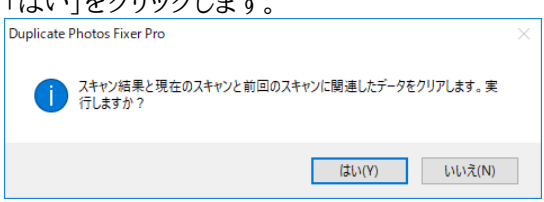

(3) キャッシュがクリアされ、検索画面に戻ります。

第3章　設定、オートマーク

「オートマーク」の詳細は 3-1 をご参照ください。

「設定」の詳細は 3-2 をご参照ください。

「キャッシュのクリア」の詳細は 2-6 をご参照ください。

イメージの表示、詳細の表示を切り替えることができます。

3-1 オートマーク

大切な写真は、重複が検索された場合、どちらが不要か一つ一つ見比べてご判断の上マークして頂くことをお勧めいたしますが、解像度やファイルサイズ等の優先項目を指定して、自動でマークすることも可能です。

(1)「オートマーク」をクリックすると以下のメッセージが表示されます。「オープンセレクションアシスタント」をクリックし、どのような内容が優先されてマークされるか、必ずご確認ください。

(2) 以下の画面が表示されます。優先順位を上げたい項目がある場合は、↑矢印ボタンで上位に移動させてください。「マーク」をクリックすると、該当する写真に自動的にチェックが入ります。

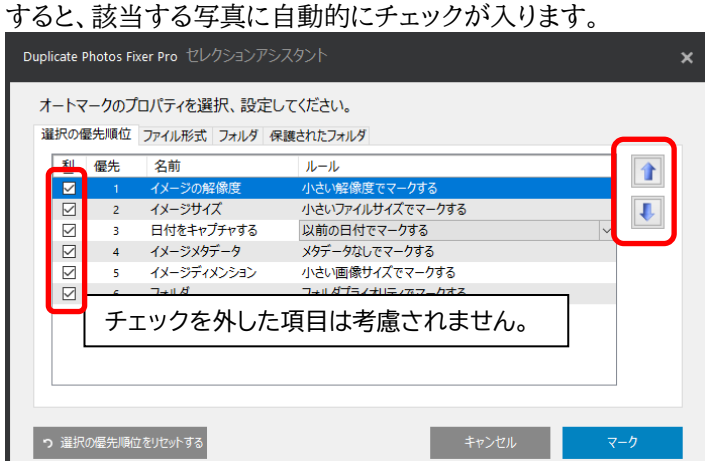

(3) チェックされた写真は見出しが緑色から小豆色に変わり、「マークされた写真を削除」をクリックすると、削除されます。

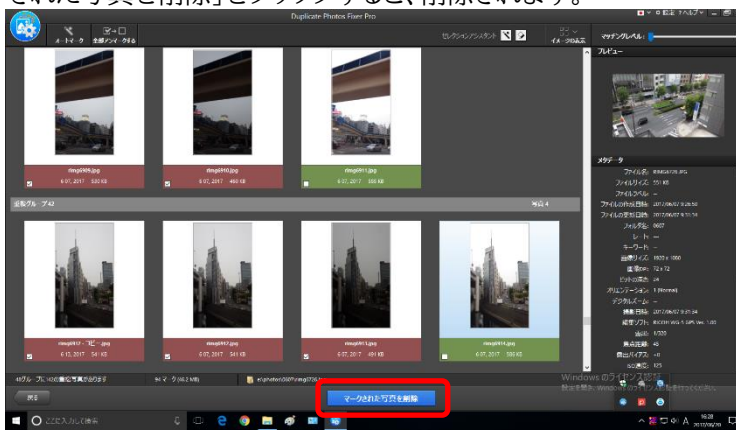

※ オートマークで一度削除したあと、マッチングレベルを変更してさらに削除する場合は、マッチングレベルを変更後いったん「全部アンマークする」をクリックし、改めて「オートマーク」をクリックし直してください。前回の情報が残っていて、正しくマークされない場合があります。

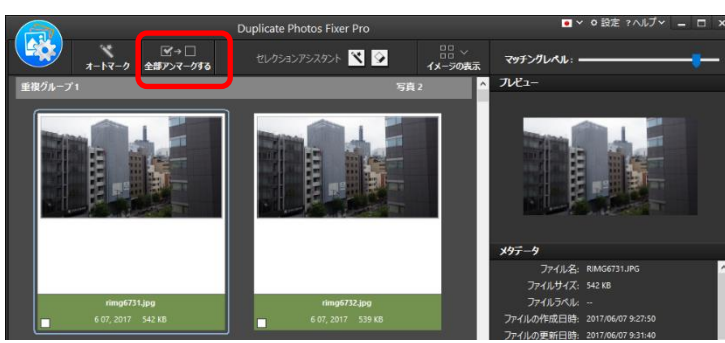

3-2　設定

操作画面上部にある「設定」をクリックすると、設定画面が表示されます。

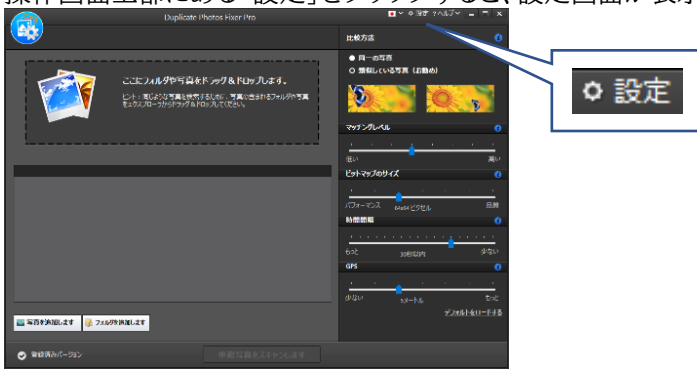

(1) 一般

削除やオートマーク時に表示される確認ダイアログを非表示/再表示させることができます。

(2)　ファイル形式

スキャンするファイル拡張子を指定できます。また、スキャンする最小のファイルサイズが初期設定で 50KB になっています。下記より変更することができます。

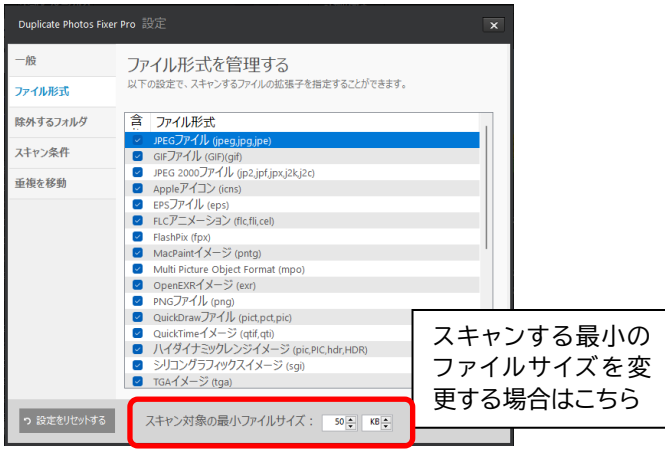

(3)　除外するフォルダ

検索や削除対象から除外したいフォルダがある場合は、「追加する」をクリックし、フォルダを指定してください。

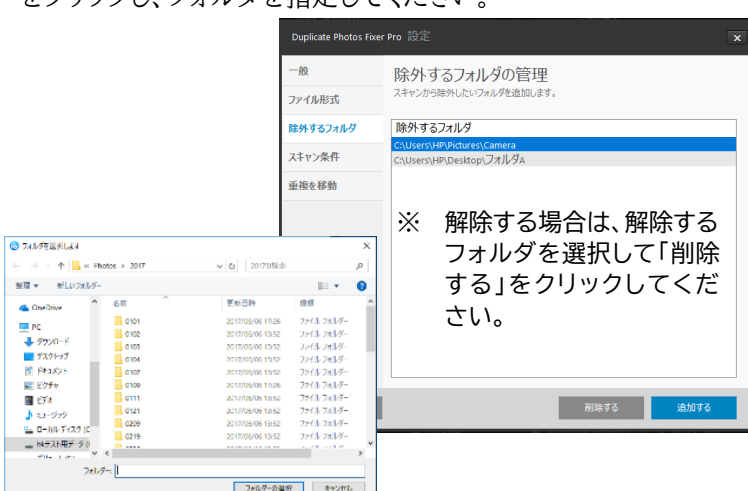

(4) スキャン条件

スキャンオプションを選択することができます。

(5) 重複を移動

重複写真を削除する際に、ごみ箱ではなく、指定したフォルダに移動するようことができます。

※ 任意のフォルダを指定できます。一定期間が経過したのちにこのフォルダから削除するようにすると、作業がより安全になります。

使用許諾契約書

当製品をご使用前に、下記のライセンス契約書を必ずお読みください。本使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、下記に示されたライフボート ソフトウェア製品（以下「ソフトウェア製品」といいます）に関してお客様（以下「甲」といいます）と株式会社ライフボート（以下「乙」といいます）との間に締結される契約書です。ソフトウェア製品を開封、インストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約の条項に同意し、契約が成立したものとします。本契約の条項に同意されない場合、株式会社ライフボートは、お客様にソフトウェア製品のインストール、使用または複製のいずれも許諾できませんので、予めご了承ください。

第 1 条 定義

1. ソフトウェア製品
   本契約に基づき、乙が甲に提供するプログラムおよび関連資料を包括していい、改良版のソフトウェア製品が提供された場合には、当該改良版のソフトウェア製品をいう。
2. プログラム
   機械読取可能な形式で提供されるデータ処理プログラムをいう。
3. 関連資料
   プログラム以外の資料で、乙がプログラムの使用に関連して提供する、乙指定の資料をいう。

第 2 条 契約の目的

乙は甲に対しソフトウェア製品を非独占的に使用する譲渡不能な権利を許諾する。

第 3 条 契約期間

本契約は、本契約成立時から、甲または乙が本契約に従い解約するまで存続する。

第 4 条 使用権

1. 甲は、プログラムを1ライセンスに付き1台のコンピュータで使用することができる。また、印刷物の形で提供されたソフトウェア製品を本契約の目的に従って使用することができる。
2. 甲は、本契約に基づく使用権につき再使用権を設定し、またはソフトウェア製品もしくはその複製物を第三者に譲渡、転貸もしくは占有の移転をしてはならない。ただし、甲の管理の下で甲のためにソフトウェア製品を第三者に使用させる場合はこの限りでなく、甲の使用とみなすものとする。
3. 甲がマルチライセンスパックを購入した場合、本契約以外の書面（パッケージ等）において指定される許諾数だけのコンピュータにインストールできる。

第 5 条 複製権

甲は、ソフトウェア製品の一部または全部をバックアップコピー作成のためにのみ、複製及び複写することができる。甲は上記の目的以外のために、ソフトウェア製品の一部または全部を、メディアを問わず、転写、複製または複写してはならない。

第 6 条 危険負担

納入前に生じたソフトウェア製品および記録媒体の喪失または損傷は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とし、納入以後に生じたこれらの損害は乙の責に帰すべきものを除き甲の負担とする。

第 7 条 保証

1. ソフトウェア製品の媒体及び関連資料に、物理的欠陥がある場合、甲がソフトウェア製品を購入してから90日間に限り、無償で乙より交換を受けることができる。
2. 乙は、ソフトウェア製品が甲の特定の使用目的に適合することを保証するものではない。また、前項において明示する場合を除き、本ソフトウェア及びサポートサービスに関して一切の保証を行わないものとする
3. 前各項の定めは、本契約に基づく法律上の瑕疵担保責任を含む、乙の保証責任のすべてを指定したものとする。

第 8 条 乙の責任および責任の制限

1. プログラムの不稼働を含む稼働不良のすべての場合において、乙の責任は誤りの訂正に合理的努力を尽すことに限られるものとする。
2. 法律上の請求の原因の種類を問わず、乙は、法律上許容される最大限において、本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能、サポートサービスの提供もしくは提供不能またはその他本契約書に関して生じる特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害、

またはその他の一切の損害（逸失利益、機密情報もしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、誠実義務または合理的な注意義務を含めた義務の不履行、過失、またはその他の金銭的損失を含むがこれらに限定されない）に関しては、乙の過誤、不法行為（過失を含む）、無過失責任、契約違反または保証違反の場合であっても、一切責任を負わないものとする。たとえ、乙がこのような損害の可能性について知らされていた場合でも同様である。

3. 本ソフトウェア又はサポートサービスに起因して、甲、もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害及び逸失利益に関して、乙は一切の責任を負わないものとする。本契約のもとで、理由の如何を問わず、乙が甲、又はその他の第三者に対して負担する責任の総額は、損害の原因となった本ソフトウェアに対して本契約のもとで甲が実際に乙へ支払った対価の100%を上限とする。

第 9 条 著作権等の侵害に関する損害賠償責任

1. ソフトウェア製品の使用が、第三者の著作権または工業所有権等の知的所有権を侵害したという理由で、甲が第三者より請求を受けた場合には、甲が次の各号所定のすべての要件を満たす場合には、乙の責任と費用負担で、当該請求を処理解決するものとし、甲に一切の損害を及ぼさないものとする。
   (1) 甲が第三者から請求を受けた日から速やかに、乙に対し請求の事実および内容を通知すること。
   (2) 甲が第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会および決定の権限を与え、ならびに必要な援助をすること。
2. 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合には、甲に対し前項所定の責任を負わない。
   (1) 甲が乙提供以外のプログラムと組合わせて使用したことに起因するとき。
   (2) 甲が本契約に違反してソフトウェア製品を使用したことに起因するとき。

第 10 条 ソフトウェア製品の変更または改作

甲は、自己の使用のため、必要な場合を除き「乙の許可なく」ソフトウェア製品を変更、または改作してはならない。

第 11 条 解約および解除

1. 甲は、乙に30日前の書面による通知をして、任意に解約することができる。
2. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、なんらの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
   (1) 支払いの停止または破産、和議開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
   (2) 手形交換所の停止処分をうけたとき。
3. 甲または乙は、本契約に違反すること等相手方の債務不履行が相当期間を定めてした催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。
4. 前各項の適用によりソフトウェア製品の使用権が消滅した場合には、甲は返還または破棄の手続きを行うものとする。

第 12 条 ソフトウェア製品の返還または破棄

1. 甲は、使用権の消滅後2週間以内にソフトウェア製品およびすべての複製物（変更または改作されたものを含む）を、乙に返還しまたは破棄するものとする。
2. 甲は、前項による返還または破棄と同時に、前項所定の事実を証明する書類を乙に提出する。

第 13 条 合意管轄

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、乙本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

第 14 条 協議

本契約に関して疑義が生じた場合には、両当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとする。

LIFEBOAT
a megasoft company

本契約に関して不明な点がございましたら、下記宛てに書面にてご連絡いただくよう申し上げます。
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-2-34　株式会社ライフボート

LIFEBOAT
a megasoft company